

**恵 珠 苑 指定訪問介護事業所**

**運 営 規 程**

**《指定介護予防相当サービス事業用》**

**社会福祉法人 優 輝 会**

## （事業の目的）

**第1条** 社会福祉法人優輝会が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行なう指定介護予防訪問介護相当サービス事業（以下「事業」という。）は、要支援者及び事業対象者からの依頼を受けて、当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立って、適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

## （運営の方針）

**第2条** 事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

2. 事業を運営するにあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に務める。

## （事業所の名称等）

**第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 恵珠苑 指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 長崎市田上2丁目15番12号

## （従業者の職種、員数及び職務の内容）

**第4条** 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

### (1) 管理者 1名（兼務）

- ① 管理者の職務は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に事業の運営に必要な指揮命令を行う。
- ② 事業所の従業者に「長崎市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

### (2) サービス提供責任者 9名（常勤8名 兼務1名）

サービス提供責任者は、訪問介護員等のうち、次のいずれかに該当したのから選任する。

- ① 介護福祉士。
- ② 介護職員実務者研修を修了した者。

サービス提供責任者の職務は、次に掲げる事項について行う。

- ① 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整を行う。
  - ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
  - ③ サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等と連携を図る。
  - ④ 介護予防支援事業者等に対し、サービス提供にあたり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他心身の状況及び生活の状況に係わる必要な情報の提供を行なう。
  - ⑤ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する。
  - ⑥ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握する。
  - ⑦ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。
  - ⑧ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施する。
  - ⑨ その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施する。
- (3) 訪問介護員 26名（うち常勤2名）
- ① サービス提供後、利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告を行う。
  - ② 上記(2)－⑤に規定するサービス提供責任者からの情報伝達を受ける。
  - ③ 上記(2)－⑧に規定するサービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受ける。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。  
ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) その他
  - ① 営業日及び営業時間については、特別の需要がある場合は、この限りではない。
  - ② 利用者等からの電話による相談については、24時間常時連絡が可能な体制をとることとする。

### （指定介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

- 入浴、排泄、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するとともに、介護等のうち特定の支援に偏することはしない。
- 2 指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料は、長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱が定める額とする。  
ただし、当該指定介護予防訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

### **(通常の事業の実施地域)**

**第7条** 通常の事業の実施地域は、長崎市（旧香焼町・旧伊王島町・旧高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧三和町・旧琴海町を除く）とする。

### **(緊急時等における対応方法)**

**第8条** 従業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

### **(その他運営に関する重要事項)**

**第9条** 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を確保するとともに、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 4 事業所は、提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 5 この規程に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人優輝会と事業所の管理者との協議に基づいて別に規定するものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため研修を実施し、虐待と思われる利用者を発見した場合には、市町村等への通報などの措置を講ずるものとする。
- 7 事業所は、指定介護予防訪問介護相当サービス等に関する記録を整備し、第1号事業支給費の支払を受けた日から5年間保存するものとする。
- 8 事業所は、介護予防サービス計画等の作成、変更に関し、計画作成者に対して、利用者に不必要なサービスを位置づけるよう求めること、その他の不当な働きかけを行なわないものとする。
- 9 事業所は、適切な指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 平成 30 年 4 月 1 日 一部改正 (事業の目的)  
(従業者の職種、員数及び職務の内容)  
(割合変更に伴うサービス利用料の変更)  
(その他運営に関する重要事項)
- 平成 31 年 4 月 1 日 一部改正 (従業者の職種、員数及び職務の内容)  
(その他運営に関する重要事項)
- 令和元年 10 月 1 日 一部改正 (従業員の員数)
- 令和 2 年 6 月 1 日 一部改正 (従業員の員数)
- 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (従業員の員数)  
(その他運営に関する重要事項)
- 令和 5 年 4 月 1 日 一部改正 (従業員の員数)